(d)　ソマリア連邦政府が署名した児童及び武力紛争に関する二つの行動計画の履行を支援し、性的、ジェンダーに基づく、及び紛争に関係する暴力並びに児童に対する侵害を含む、人権に関する監視、報告及び能力構築へ助力すること。

(e)　ソマリア連邦政府が、治安部門改革に関する国際支援を管理し特別に調整する取組を支援すること。

(f)　ソマリア連邦政府に対し、国連カントリー・チームと協力し、上記21の規定の取決めに従い、統合された政策的助言及び支援を提供すること。

23　新たなミッションはモガディシュに本部を置くべきこと、また治安状況が許容するにつれてさらにソマリアへ広く展開すべきことを強調し、同ミッションが保護される方法について、事務総長に対して助言を要請する。

24　事務総長に対し、国際連合のＡＵとの役割分担を含め、二千十三年四月十九日までに技術評価ミッションの結果について理事会に報告するよう要請し、その後、理事会は公式に新たな特別政治ミッションの任務を承認する。新たな国際連合ミッションは、二千十三年六月三日までに展開すべきことを強調する。

人権及び文民の保護

25　従前の決議第千二百六十五号（千九百九十九年）、第千二百九十六号（二千年）、第千六百七十四号（二千六年）、第千七百三十八号（二千六年）及び第千八百九十四号（二千九年）、女性、平和及び安全、児童及び武力紛争、平和維持に関する全ての決議並びに関係する全ての議長声明を想起する。

26　ソマリアにおける文民に対する全ての攻撃を非難し、国際人道法及び人権法に違反して行われる、女性及び児童並びに人道要員を含む文民に対して行われる性的及びジェンダーに基づく暴力又は虐待を含む全ての暴力行為の直ちの停止を要請し、ソマリアの全ての当事者が、特にいかなる無差別の攻撃又は過度な武力の行使をも避けることにより、敵対行為の影響から文民たる住民を保護する義務に従うべき責任を強調し、不処罰の終了、人権の堅持及び犯罪を実行する者の責任を問うことの必要性を強調する。

27　ソマリア国家治安部隊が、性的暴力を行ったとの申立があった場合にその責任を問うとのソマリア大統領の約束を歓迎し、ソマリア連邦政府に対し、国際連合と協力して、性的暴力に関する同政府のタスク・フォースを始動させ、性的暴力を防止・対処するための包括的戦略を策定・履行するよう要請し、ソマリア連邦政府がそのような行為を実行したいかなる者をも司法手続にかけるため全ての適切な措置をとる必要性を強調する。

28　国内避難民（ＩＤＰ）キャンプ及び定住地における治安状況に懸念を表明し、武装集団及び民兵を含む全ての当事者による、性的暴力を含む、全ての人権侵害及び虐待を非難し、ＩＤＰキャンプの保護の強化を要請する。

29　武力紛争における文民の強制移送を禁止する関連規定を想起し、この文脈において、国際人道法及び他の適用可能な国際法を完全に遵守することの重要性を強調する。

30　報道関係者の保護、報道関係者に対する暴力の防止及びそのような行為を行った者が処罰を免れることの戦いに関するソマリア連邦政府の義務を想起する。

31　紛争の予防及び解決並びに平和構築における女性の重要な役割を再確認し、平和及び安全の維持及び促進のための全ての取組における女性の参加の重要性を強調し、ソマリア連邦政府に対し、ソマリアの機関の全ての意思決定レベルにおいて女性の代表性を増大することを引き続き促進するよう要請する。

32　児童に対する重大な侵害の報告を強く非難し、ソマリア政府に対し、緊急に処理を要する事項として、児童の殺傷を根絶するための二千十二年八月六日に署名された行動計画及び児童兵の徴兵及び使用を終了させるための二千十二年七月三日の行動計画の履行を要請し、ソマリア連邦政府がそのような行為を行ったいかなる者をも司法手続にかけるために適切な措置をとることの必要性を強調する。

武器禁輸

33　この決議の採択の日から十二カ月の期間、決議第七百三十三号（千九百九十二年）５の規定で課され決議第千四百二十五号（二千二年）１及び２の規定で更に詳細に定められた措置は、この決議の附属書に列記する品目の輸送に関する場合を除き、ソマリア連邦政府の治安部隊の発展及びソマリア国民への治安の提供のみを目的とした武器又は軍事装備の輸送若しくは助言、支援又は訓練の提供には適用されないことを決定する。

34　ソマリア連邦政府の治安部隊の発展のためのみを目的として売却又は提供された武器又は軍事装備は、ソマリア連邦政府の治安部隊に勤務していないいかなる個人又は団体に対しても転売、移転又はその用に供してはならないことを決定する。

35　国家に対し、決議第七百三十三号（千九百九十二年）５の規定で課され決議第千四百二十五号（二千二年）１及び２の規定で更に詳細に定められた措置の対象とならない品目のソマリアに対する直接又は間接の提供、販売又は移転に対して警戒を実施するよう要請する。

36　決議第七百三十三号（千九百九十二年）５の規定で課され決議第千四百二十五号(二千二年)１及び２の規定で更に詳細に定められた措置は、ＡＭＩＳＯＭと協力及び調整し、二千十二年一月五日のアフリカ連合戦略コンセプトのみに基づき活動するＡＭＩＳＯＭの戦略的パートナーを支援し又はその使用に供することのみを目的として行われる武器又は軍事装備の輸送又は支援の提供には、適用されないことを決定する。

37　決議第七百三十三号（千九百九十二年）５の規定で課され決議第千四百二十五号(二千二年)１及び２の規定で更に詳細に定められた措置は、国際連合ソマリア政治事務所又はその後継ミッションを含む国際連合要員を支援し又はその使用に供することのみを目的として行われる武器又は軍事装備の輸送又は支援の提供には、適用されないことを決定する。

38　ソマリア連邦政府は、この決議の33の規定で許可されるソマリア連邦政府の治安部隊のためのみを目的とする武器又は軍事装備の輸送若しくは支援の提供を行う場合には、少なくとも五日前に、決議第七百五十一号(千九百九十一年)及び第千九百七号（二千九年）に基づき設置された委員会に対して、同委員会のための情報として、そのような輸送又は支援の詳細及びソマリア内で輸送される特定の場所とともにその事実を通知すべきことを決定し、さらに、支援を提供する加盟国は、これに代えて、ソマリア連邦政府に対してかかる意図を通報した後に、この通知を行うことができることを決定し、そのような通知には、該当する場合には、輸送される武器、弾薬、軍事装備及び物資の種類及び数量並びに輸送予定日を含め、関係する全ての情報が含まれることが重要であることを強調する。

39　ソマリア連邦政府に対し、この決議採択の日から一カ月以内、及びその後は六カ月毎に、下記について安全保障理事会に報告するよう要請する。

(a)　ソマリア連邦政府の治安部隊の構成。

(b)　ソマリア連邦政府の治安部隊が行う軍事装備の安全な保管、登録、維持及び分配を確保するために設置されているインフラ。

(c)　ソマリア連邦政府の治安部隊による武器の登録、分配、使用及び保管のための手続及び行動規範並びにこの関連における訓練の必要性。

40　この決議39(b)及び(c)の規定に定める分野での改善を達成するためにソマリア連邦政府に対して支援を提供する能力を有する国家及び地域機関に対して、ソマリア連邦政府と十分に調整して、そのような支援を提供するよう要請する。

41　理事会が、ソマリア連邦政府の治安部隊の能力形成及びソマリア国民への治安の提供を目的とするこの決議33に定める規定の適切性に係るいかなる再検討を行うことも支援するため、ＳＥＭＧに対し、ＳＥＭＧによる委員会に対する報告の中に、39(b)及び(c)の規定に定める分野で得られた進展についての評価及び民兵を含む他の集団への不適切な分配又は販売についての評価の両方を含めるよう要請し、更にモニタリング・グループに対し、ソマリアへの武器、軍事装備及び支援の輸送を監視する自身の能力について報告するよう要請する。

42　この決議の日付から十二カ月以内に、この決議の33から41の規定の影響につき再検討を行うことを決定する。